

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

127 号

平成 25 年 11 月 14 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

同一家屋内の往療料の考え方

厚労省の通知・通達による規定

平成 24 年 2 月 13 日 厚生労働省保険局医療課 疑義解釈資料

問 3 0 / 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料の考え方如何。

答 / 同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、1 人分の往療料のみが算定できることとしている。(最初から按分して算定することはできないものである。)

(留意事項通知別添 2 第 5 章の 7…マッサージ・別添 1 第 6 章の 6…鍼)

別添文章

同一家屋内（介護老人福祉施設等を含む。）で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は別々に支給できないこと。

“同一家屋”とは



一戸建ての中で家族複数人が患者さん、という場合はもちろん“同一家屋”になりますが、一つの介護老人福祉施設等の入居者複数人が、個室を持たず、住所地が全員同一の場合も“同一家屋”とみなされる傾向があります。いずれも往療料は最初の患者さんにて請求するのが基本となります。

反対に、各人がその室内でのみの生活が可能な設備（水回りなど）を備えた個室を持っており、かつ住所地がそれぞれで異なっていれば（〇〇号室など）、マンションと同様な“独立家屋”と判断されます。往療の基本料はそれぞれに算定できます。ただし、往療加算が付く場合は最初の患者さんにて請求するのが基本です。

現在は、様々な形態の施設が増えています。運営母体も自治体であったり、法人であったり多岐に渡ります。“同一家屋”か“独立家屋”かは、実際に接点を持たないとわからない施設もありますので、往療料の算定の際には、よく確認して下さい。



実際の運用

さて、上記規定からは“同一家屋”の往療料は「保険者には按分計算での申請はできない」と読み取れます。つまり、最初の患者さんに請求することが大前提、なのではありますが、実際には往療の基本料も按分して申請して通っているケースがあります。反対に“按分は認めない”と返戻する保険者もあり、保険者により運用は様々であると考えられます。また、施術者と患者・施設との業務上の関係性も様々です。一律に「これが正しい申請方法だ」とは言い切れないのが現状です。規定範囲内であれば、実際の運用は施術者の判断で行うべき内容だと考えます。

問題提起

保険者が認めているから何でも OK というわけでないのは周知の通りです。初療から 8 年間も保険者が認め、療養費を支払っていたにもかかわらず、査察により問題が発覚し、過去に遡って療養費の返還を求められた件がそれを表しています（通信 124・125 号掲載）。保険者の査察の焦点は医師の口頭同意が確認されないまま継続治療をしていた、という点ですが、また別に“同一家屋”内の患者さんの保険者が違っていたため、往療料をそれぞれに全額申請していたことが会の調査でわかりました。療養費は税金から支払われます。規定に則った申請をしていただきたいと思います。“同一家屋”とみなされる施設に申請されている会員は、この点、もう一度よく見直しをして下さい。

また、“独立家屋”とみなされる施設でも、申請先保険者が違うから大丈夫と、往療加算をそれぞれに申請するのも規定から外れたやり方です（下記参照）。

今後、このような申請は出すべきでないと考えますが、会員の皆様はいかがでしょうか？

保険者どうしのつながりが無いから大丈夫とは言えません。申請に対する厚労省・保険者の目はますます厳しくなっていくことが予想されます。規定から外れた申請は、会の信用はもとより、長い目で見れば私達の業界全体の信用を失墜させることにも繋がってしまうのではないのでしょうか。

往療料請求にからむ諸件は、そもそも、施術料より往療料の方が高いということが問題なのです。

正当な施術をし、請求した上で、おかしいと思った事があつたら保険者や厚労省と交渉する。この積み重ねが大事だと考えます。会は皆様と共に保険者交渉に出向きます。一人一人の施術者が当事者として声を挙げて制度を変えてゆく行動を取ることが、今、求められています。

厚労省の通知・通達による規定

平成 4 年 5 月 22 日保発第 57 号

(留意事項通知別添 2 第 5 章の 4…マッサージ・別添 1 第 6 章の 3…鍼)

別添文章

2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以降の患家に対する往療距離の計算は、第 8 章 2 に掲げる施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とするものとされているところであるが、先順位の患家から次順位の患家への距離が第 8 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、第 8 章 2 に掲げる施術所の所在地又は届け出た住所地からの距離により往療料を支給すること。



成功する施術師に必要な経営戦略（第2回報告）

事務局 松本泰司

今回は有効なデモンストレーションの方法です。まず、新規の患者様を紹介出来る人に、アプローチしなければ効果はありません。

有料老人ホームはすでに別な事業者が参入していて、訪問時から施設長以外の職員に、断られることがあります。ただ、こういった施設には特定のドクターが、決められた曜日に定期的に入居者を診察しています。

このドクターの診療所などは比較的簡単に・・・・

この続きは紙ベースの通信 127 号をご覧ください。

申請書作成 手書きから新ソフト導入へチャレンジ!

台風が近づく曇天の 10 月某日、事務員の齋藤・安田が調布の武井百代先生の施術所を訪問しました。先生はお忙しいため、なかなか PC ソフト導入に手をつけられず、手書きで申請書を作成されていた。事務局で毎月申請書を拝見していると、先生は鍼灸・マッサージ両方の施術をし、往療もあり、東京都へ医療助成も出しているなど様々なパターンの申請を出されています。これはやはり PC を使った方が事務処理の手間が省けるのでは、と考へ、この度そのお手伝いに参上したというわけです。ご自宅兼施術所の瀟洒なマンションの一室、患者さんの待合スペースにて作業開始です。

まずはデモンストレーション。基本情報が全て入力完了した状態の“鍼・往療有り・継続の患者さん”を仮設定し、実際に申請書がプリントアウトされるまでの操作がどんなに簡単かを体験していただきました。

PC の電源を入れて、申請書作成ソフトを立ち上げ、患者さんを選んだら**入力箇所はわずかに 3～5 項目、ボタンを押すだけの操作は 11 点と簡単です。慣れてくれば 1 枚 1, 2 分で作成可能です。**入力が終わったら印刷し、押印すれば申請書は完成。管理表は申請書作成が終わった後に簡単な操作でささっと印刷されます。入力データをフロッピーか USB に落とし込み PC 作業は終了となります。後は申請書がきちんと印刷されているか等確認しながら、管理表順に並べ替えて下さいね。

武井先生:へえー、以前のソフトに比べて入力項目が減ったんですね…ふむふむ…実は手書きの時は管理表が一番大変だったんですよ。これは楽になりますね…。

事務局(以下ジム):そうです、そうです、楽なんです。基本情報の書き間違いや、日付が矛盾しているなどのうっかりミスもありえなくなります。

(ただ今インストール中)



(ふむふむ…)

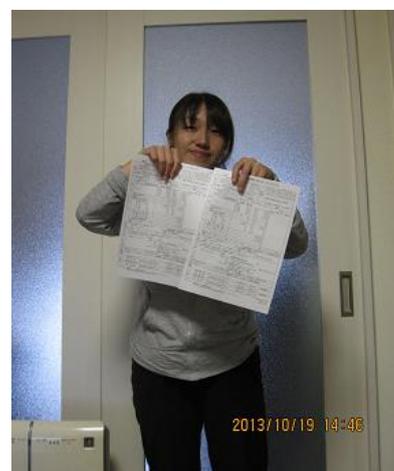
そしていよいよ本番です。武井先生の PC にソフトをインストール！続いて地図情報のインストール！メニュー画面がデスクトップに出たところで、まず一人分の患者さん・医師などの基本情報の入力作業をしていただきました。武井先生は PC にかなり慣れていらっしゃるご様子で、入力はさくさくと進みます。

デモンストレーションと違い、初めて作成する場合は、「発病又は負傷年月日」「初療年月日」などの入力も必要ですが、これらは基本情報として PC に残るので、次回からは入力不要となります。仕上げに「同意記録」などに入力し、その後印刷して最初の申請書が完成しました！

ジム:お疲れ様でした。拝見します。…完璧ですね！ソフトの使い心地はいかがでしたか？

武井先生:最初の患者さん・医師などの情報全てを登録するのが大変だと思いますが、一度入力したら固定されるので頑張ってやってみます。施術期間、施術日の○、申請欄・委任欄の日付などが自動で入るので、間違いが減りますね。施術箇所と料金も 2 回目作成からは自動的に入るのですね。本当に手間が省けますね。手書きからソフトに切り替えるのは、何かきっかけがないとなかなかできないと思いますが、実際使ってみるとこれは便利だと思います。それに、更なるメリットが！手書きだと事務手数料が 4%から 3.5%になりますしね！もっと早く使えばよかったな～。他の方にもお勧めしたいです。

ジム:ありがとうございました。わからないことがあったらいつでもご連絡下さいね。本日はお時間いただきありがとうございました。おいしいお茶ごちそう様でした(笑)



(完成！)

パソコンは得意じゃないけどソフト使用に興味湧いてきた、試してみたいという方、インストールを自分でやるのは面倒だなあという方、お気軽にご連絡下さい。所要時間は 2 時間ほどです。事務員が伺います！

鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師のための在宅医療ケアセミナー

具体的症例に基づいて、実際に役立つ鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師が行う在宅医療ケアの講座を2日コースで行います。

〈在宅医療ケア、リハビリの例〉

要介護4の93歳女性高齢者が転倒し、起こそうとした時右足が激痛の為まったく動かすことが出来ず寝たきり状態になり、このような時施術者としてどのように対処しますか。右往左往して救急車の手配？それとも専門医による往診？

施術者として出来る診立ての能力を高めてみませんか。骨折しているのか否か等。

施術者としての範囲であるか否かを見極められることにより患者を救うことができます。施術処置、移動等、実際に役立つカリキュラムを考えています。施術者としての範囲であると判断出来れば在宅医療ケア処置をすることによって、素晴らしい効果を発揮することが出来ます。

この方の場合徐々に激痛が緩和され少しずつ動作の領域が広がり元通りに歩行が出来るようになりました。そのような臨床講座です。

テキスト：鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師が行う在宅医療ケア・リハビリの手引き（96P）
一般社団法人鍼灸マッサージ師会刊行書籍



特別講義

- 1) 頭痛、肩こり、腰痛はもとより、治療ノウハウの体得ができます。
- 2) マッサージと変形徒手矯正術の体得。
- 3) 在宅での鍼灸実技の体得。
- 4) 疾病発症の根本的原因の体得から、治療のノウハウまでの体得。

*1日目 平成26年2月2日(日)

鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師が行う在宅ケアの目的
上記事例に基づいた在宅医療ケアの講義と実技

*2日目 平成26年2月9日(日)

在宅におけるあん摩マッサージ指圧治療の実際
在宅における鍼灸治療の実際

両日とも10時～16時45分

講義を挟んで実技を重要視したカリキュラムです。あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師の資格者が対象で役立つ内容にしています。

場所：中野区勤労福祉会館 お申し込みは事務局まで TEL03-3299-5276

小規模多機能型居宅介護事業所「ひつじ雲」の報告

居宅介護支援専門員 松本泰司

H25年10月3日、小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能）の草分けである、川崎市の『ひつじ雲』と、系列のサテライト施設『くじら雲』を見学しました。

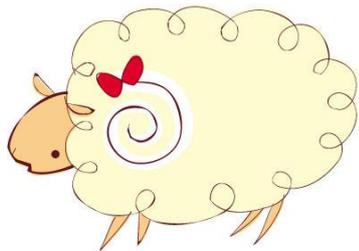
施設の理事長は柴田範子氏です。現在は小規模多機能型居宅介護連絡協議会理事や介護福祉国家試験委員を務めると共に、東洋大学ライフデザイン学部の准教授をしています。

『ひつじ雲』と『くじら雲』見学の後、柴田理事長が話された内容を要約します。まず、利用者さんを受け入れる時、気を付けなければならない事が3つあります。

風邪を引かせない・・・風呂から出る時、丁寧に身体を拭く。日常生活の中に手洗い・うがい・口腔ケアを根付かせる。これを疎かにすると、発熱から入院、又は誤嚥性肺炎につながり、寝たきり要因になります。

転ばせない・・・生活環境を整える。はっきり判る段差はあってよい。小さな段差が危険。夜トイレで転倒する事が多いので、トイレに入ると照明が点灯するような環境にもっていく。

閉じこもらせない・・・動かない事により下肢筋力が衰える。また立位の状態から物を取る時の距離感がつかめなくなり、事故につながる。人に会う為には整容・身だしなみを整えるので心に張りが出ます。



小規模多機能は『通い』が中心になっています。それは施設に入所させると、利用者の気持ちが落ち込み、結果的に介護度が上がるためです。小規模多機能が特養の待機場所になっては、その機能を生かしていない事になります。

認知症は薬では治りません。運動（有酸素とグループ体操）とケア環境が認知症の軽減をはかる処置になります。私達は認知してから動いているのではなく、動く事により視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚から情報を得て、認知しています。

運動が認知症に効果があるのは、脳の血流促進と、動きを制御するため、身体の各部位から中枢にフィードバックされてくる知覚情報により、判別機能が回復して来ることに因ります。

会員の皆様の周囲で、要介護者の介助にお困りの知人がいましたら、ディサービス・ショートステイ・訪問介護のすべてを、介護度別に定額サービスを行える、小規模多機能型事業所を教えると喜ばれるのではないのでしょうか。ただ地域により該当施設が無いところも多いのが難点です。



優秀な登山家のいのちを奪った軍機密保護法

橋本利治

1) 宮沢・レーン事件

わたしは山が好きで、仕事の合間をぬって毎週のように山登りをしています。今回は現在のトップクライマーの一人である山野井泰史のお父さんが、『宮沢・レーン事件』を知らしめる活動していますが、この活動を知る女性登山家・寺沢玲子氏より聞いて、この事件を知りました。そして東京新聞10月14日付け「こちら特報部」の特集でやっと『宮沢・レーン事件』がマスコミに取り上げられ、日の目を見るにいたったので皆さんに新聞で書かれていなかったことも含めてお知らせしたいと思います。登山に興味のない方も我慢して読んでみてください。

旧北海道帝国大学の学生だった宮沢弘幸さん、当時北大の先生だった米国人英語教師レーン夫妻と大変親しくなり学生仲間とよくレーン夫妻の家で語り合ったそうです。当時彼は山が好きで北海道の山にも足跡を残していました。そして彼は開戦間際1941年に樺太へ旅行した帰り根室にある海軍飛行場の事をレーン夫妻に話したのが軍機密保護法違反だったそうです。

しかしこの飛行場は機密でも何でもなくリンドバークが飛行機で太平洋横断した時立ち寄った飛行場であり、世界的にも知られていたそうです。当時宮沢さんは語学堪能で色々な国の友達がいる、それで戦前の特別高等警察にマークされていたそうです。

そのような背景で1941年12月に逮捕され拷問の末、軍事裁判で懲役15年の判決が出されたとのことでした。獄内では相当な拷問を受け終戦と同時に釈放されたのですが、過酷な獄中生活の影響で結核を患い亡くなってしまいました。彼の妹の秋間美江子さん（現米国在住）は、当時「非国民の家族」と言われて村八分になり大変苦しい生活を送ったとのこと。そして今年になって秋間さんは北海道大学を卒業できなかった兄を卒業させてほしいと訴え、現在の学長から卒業証書を兄に代わって授与されたそうです。

2) 都合の悪い事を力で押さえ込む政治へ逆戻り

さて10月15日から始まった臨時国会で政府与党は特別秘密保護法を成立させるようです。先の参議院選挙でも与党自民党は多数派になりその気になれば賛成多数で成立させてしまいます。この法律は宮沢弘幸さんが無実の罪を着せられた戦前の軍機密保護法に匹敵するものです、例えば今回の原発事故も国がこれは機密事項と指定すれば事故があった事実さえも秘密にできるという恐ろしいものだそうです。

この法律が成立してその後、また福島のような事故が起きた時は何も知らされないまま汚染された魚を食べ、放射能漬の米や野菜を知らず知らずのうちに食べさせられて、何か変だよねと思っているうちに殺されていく、そんな時代が目の前まで来ているような気がしています。東京新聞の今回の記事はそのように締めくくっていました。

そしてそれを裏付けるように、汚染水が事故後から漏れていたにもかかわらず、参議院選挙後に発表されて今も漏れ続けている。しかし「コントロールされている」としてオリンピックが東京に招致されどどんどん国民の目から遠くなっています。これは戦前の大本営発表となんら変わらない状況です。

そのような社会では鍼灸の保険適用など「非国民」の言うことになってしまいます。今の世の中がどうなっているのか、鍼灸マッサージが何故国民の医療として認知されないのか、みんなで考えましょう。

100万署名の願いを広げましょう！

事務局 山口

関西の「国民の会」から始まり 7 月 14 日井上金沢大学客員教授の講演に始まった東京の N P O 医療を考える会で署名活動がスタートしました。

N P O の会員 K さん（神奈川県在住）がその日 553 筆の署名とカンパ 1 万円をもって参加されました。板橋区で鍼灸院を開設している K さんも 415 筆患者さんの署名をもって参加されました。その後 40 名近い会員や賛同者の方々がコツコツと集めて 11 月現在合計 3060 筆とカンパ 35, 700 円がよせられています。

関西の方も併せて署名は 1 万筆以上集まっている報告がありました。関西の方では毎月 1 回夜集まって討論を重ね、各地での取り組み状況の報告や H P 作成に向けての討議・チラシの準備をしているニュースが届いています。N P O 医療を考える会の副代表理事の山西俊夫氏や高橋養藏社団の代表理事が参加しその様子が報告されています。

当会の会員 300 人以上いる中で患者さん・ご家族などへの働きかけを強め、100 万署名に向け積極的に取り組んでいただきますよう一人が 1 枚 2 枚の署名を 1 2 月のうちに事務所にお寄せいただきますようお願いしたいと思います。「国民の会」の動きも随時会員に報告し、お互い励ましあって進めていきたいと思ひます。

11 月 24 日（日）13:30 から渋谷区の代々木上原社教会館にて N P O の総会が開催されます。皆様のご参加をお待ちしています。



『世論を無視の秘密保護法』

国会で審議が始まった「特定秘密保護法案」に懸念や疑問の声が広まっています。

政府が 9 月に行った意見公募では、わずか 15 日間でしたが 90,480 件もの意見が寄せられ、その 77% が反対意見、賛成派はわずかに 13% でした。「国民の知る権利が侵される」「特定秘密の範囲が不明確」との理由から、圧倒的多数が反対意見に対し、菅義英官房長官が記者会見で「しっかり受け止めるべきだと」と言っていたが、反故にしたことを東京新聞が伝えています。

特定秘密保護法案の要旨は以下の内容です。「防衛や外交に関し、漏洩すると国の安全の安全保障に著しく支障を与える情報を、特定秘密に閣僚ら行政機関の長が指定する」「この特定秘密の漏洩に関係した者は 10 年以下の懲役および一千万円以下の罰金に処し、過失により漏洩した者には 2 年以下の禁錮または 50 万円以下の罰金に処す」（法案全文は東京新聞ホームページに掲載）

特定秘密の対象は「防衛に関する事項」「外交に関する事項」「特定有害活動に関する事項」「テロリズム防止に関する事項」の 4 分野としているが、秘密の対象は不明確です。しかも行政の長の判断で秘密の指定が行われ、指定についての第三者機関のチェックを受けません。秘密指定されれば国会議員の調査の権限も届かず、行政に都合の良い恣意的な運用を阻止できない法律の内容です。

原発問題、T P P 問題のように、国民生活に広くかかわる問題の情報を秘密として、情報を行政

が独占して世論の操作が行われる危険は明らかです。

多くの専門家が指摘していますが、重要な問題は、この法律が憲法改悪の先取りということです。

10月28日には、憲法、メディア法、刑事法の研究者265人が、憲法の3原則「基本的人権」「国民主権」「平和主義」を損なう憲法改悪さきどりの法案であるとして、特別秘密保護法案に反対する声明を発表しました。

声明では「行政の一存で国の情報が特定秘密とされ、国民の知る権利が不当に侵害される」「防衛、外交、有害活動、テロ防止など国民が大きな影響を受ける情報を制約され、国民主権によって立つ基盤が失われる」「国会議員の調査活動、国政調査権も制約受けて、国民主権はますます形骸化させられる」などなど、われわれ国民の主権の形骸化する危険が指摘されています。

この声明の呼びかけ人の一人、刑法学者の村井敏邦、一橋大学名誉教授は、特別秘密保護法案について、法案は戦前の時代を思い起こさせる、軍事立法の性格が強いと危惧しています。この東京新聞10月29日の記事は、是非、みなさんにも見ていただきたいと思い添付します。

秘密保護法は国際的論議にも逆行

11月8日に朝日新聞、9日に東京新聞がツワネ原則について報道しました。

朝日新聞によると日本弁護士会秘密保全対策本部の海渡雄一弁護士が『『ツワネ原則』に基づけば、秘密保護法案は白紙に戻されるべきだ』と超党派の国会議員や市民が集まった勉強会で強調したということです。

海渡雄一弁護士の発言について紹介しています。

「ツワネ原則は今年6月、南アフリカ共和国のツワネで公表された一つの指針だ。国家秘密を守るための法律を作る場合、安全保障面にのみとられるのではなく、知る権利や人権との整合性をどう確保するか。国連や欧州安全保障協力機構など70カ国に及ぶ人権や安全保障などの専門家、国連関係者が2年間にわたり議論し、立法の際のガイドラインとしてまとめた。

ツワネ原則は、防衛計画や兵器開発、諜報（ちょうほう）に関する作戦などにおいて政府は情報を制限できるとする一方で、人権や人道に関わる国際法に違反する情報の制限は許されないと定める。

具体的には、（1）すべての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置（2）秘密指定の最長期間を法律で定め、解除を請求するための明確な手続きを作る（3）公益性の高い内部告発者を守り、公務員でない者は秘密情報などの入手で罪に問われない、などを定める。

海渡弁護士は、この原則からみると、特定秘密保護法案には、情報アクセス権を持つ第三者機関の設置規定がない。秘密指定の延長を無制限にできる。裁判の中で秘密の内容を取り扱える規定がない——などの点を指摘。『法案には、知る権利や人権問題とバランスをはかろうという発想がない。ツワネ原則の考え方をもとに見直すべきだ』と主張した。」

東京新聞の報道では一橋大坂口正二教授の見解を紹介しています。『「ツワネ原則」は民主国家にとって当たり前の内容だ。国民を見下すような国会議員ばかりだから当たり前の内容すら目を向けない。こんな状態が続けば日本は「普通の国」にもなれなくなってしまう。』

おまかせ民主主義は危険です。人権軽視の法律が作られ行政の権限がどんどん大きくなるほど国民からかけはなれて行くでしょう。行政が国民を操作する国にはしたくありません。

11月9日 久下 勝通

秘密保護法案に警鐘

安倍政権が国会成立を目指す特定秘密保護法案に、多くの憲法・メディア法と刑

事法の研究者らが二十八日、成立反対を訴える声明をそれぞれ発表した。この法案を成立させてはいけない理由は何か。声明の呼び掛け人に聞いた。

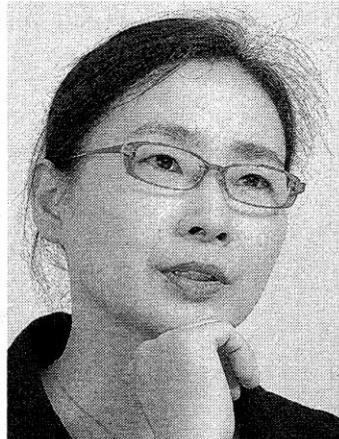
核心

民主政治の前提崩す

前提で制度設計をしなればいけない。今回の法案は相当綿密に作

「市民こそが変える力を持つており、政権に対しては、市民の反対が一番大きい。重大な変化が駆け足で進むとしており、深刻に考えなければいけない状況にある。研究者として、おかしいことはおかしいと声を大きくして言わなければならぬ」

「聞き手・清水俊介」



あおい・みほ 学習院大教授。1973年生まれ。東大大学院法学政治学研究科修了。信州大、成城大を経て現職。専門は憲法学。近著に「憲法を守るのは誰か」(幻冬舎ルネッサンス新書)。

憲法学者 青井 未帆氏

「憲法から見ると、法案のどこが問題か。私たちは自由な情報の流れの中で、政府に関する情報に触れ、自分の考え方を形成し、民主的な政治活動にかかわっている。何が特定秘密に指定されているかが、あまりにも不明確な状態は情報の流れを妨げて、民主的な政治過程の大前提を崩す」

「国には、秘密は避けがたく存在する。情報公開法との関係などから、いつかは絶対に明らかになるという



むらいち・としくに 一橋大名誉教授。1941年生まれ。一橋大商学部卒。2000年施行の通信傍受法に対し、日本刑法学会理事長として、憲法21条が保障する通信の秘密を侵すとして反対を表明。専門は刑法。

刑法学者 村井 敏邦氏

「法案の問題点は、特定秘密とされる対象や処罰される行為があいまいなことが最大の問題だ。犯罪行為とそれに科される刑罰

「刑事訴訟の原則は疑わしきは被告人の利益に」だから、十分な証拠が示されなければ有罪にならないはずだが、各種の判例からみて、裁判所が政治的な意向をくまらずに無罪と判断を下せるとは思えない。起訴されたらおしまいという状況になる」

「戦後に政府が刑法を改定して機密漏えい罪や機密探知罪をつくろうとしたが、刑法学

軍事立法の性格強い

「戦後に政府が刑法を改定して機密漏えい罪や機密探知罪をつくろうとしたが、刑法学

「戦後に政府が刑法を改定して機密漏えい罪や機密探知罪をつくろうとしたが、刑法学

東京新聞 2013.10.26



保険部会のおしらせ

保険部長 清水郁夫

冬の寒さが一挙に押し寄せてきたように感じられますが今年も残り少なくなりました。会員のみなさま毎日ご苦勞様です。

保険部会も年内に開催したいと下記日程で行います。ご都合のつく方はどなたでも参加可能です。ぜひご参加ください。お待ちしております。

事務局通信に「往療問題」で様々なご意見もあるかと思いますが、その他なんでもごつくばらんに話し合いましょう！

日時 H25年11月21日(木) 夜7時～8時30分

場所 「会」の事務所



参加できる方は事前に連絡を入れてください。

事務局よりお知らせ



12月の締め切り

年末は通常月より締め切りが早くなる傾向があります。現在はっきりしているのは以下の保険者です。

八王子市(国保・退職)に5日必着

〈4日に会から保険者へ発送〉

板橋・杉並区・府中市(国保・退職)に6日必着

〈5日 ” ” 〉

他の保険者も締め切りが早まる可能性があります。申請書は**3日の朝必着**で会にお送り下さい。締め切りが早い保険者に提出する方は、3日以前に送っていただけると助かります。またチェック時の電話連絡が速やかにできない場合、申請書はお返すことになりますのでご了承下さい。

1月の締め切り

年始は4日(土)から仕事始めとなります。**4日の朝必着**でお送り下さい。保険者の締め切りは通常通りです。



償還払いから代理受領委任払いに取り扱い変更!

東京ガス健康保険組合は、平成23年4月から委任拒否となっていましたが、平成25年11月施術分より**代理受領委任払いの取り扱いが再開されます**。平成26年1月施術分までは、償還払いでの申請も受け付けるとのこと。取り扱いが変更された理由は「外部審査機関による審査体制が整ったため」とのこと。当該組合にご加入の患者さんへの声かけをお願いします。

質問コーナー

Q: 歯痛から頭痛・肩こりがひどくない、鍼を試したいという患者さんがいます。歯医者さんの同意書で保険申請できますか？



お答えします



回答は紙ベースの通信 127 号をご覧ください。

申請書ソフトVe. 2. 91 よくある質問



新バージョン利用のポイントを説明します！

Q1: 申請書画面で

施術日

の意味は？

A1: 施術/往療明細画面へ移動します。

実日数の自動計算に便利です。必ずクリックをしましょう。

往療費明細表作成

と同じ機能です。

Q2: 施術/往療明細画面の登録とチェック&登録の違いは？

登録

中止

往療明細表印刷

チェック&登録

A2：本システムで往療明細表を作成するかどうかで使い分けます。

チェック&登録 …出発地の指定、往療距離の記入漏れがないかの確認をし、記入漏れがあった場合エラーとし、申請書画面には戻りません。

登録 …本システムで往療明細表が不要な場合、往療明細表の記入漏れチェックをしません。施術/往療の○/◎のみの数をカウントし、施術実日数とします。

(注) 申請書画面の往療欄の回数は自動記入しないので、正しい回数を手記入してください。

Q3：施術領収日、申請日、委任日の自動入力の方法は？

A3：施術/往療明細画面 下部に設定欄があり、それぞれ指定します。

【自動入力項目設定】	施術領収日	申請日	委任日
	月末	最終施術日	月末
		手入力	
		最終施術日	
		月末	

施術領収日、申請日、委任日毎に自動入力の方法を指定します。

月末：各月の最終日を自動記入します。

(例) 3月の場合 31日、4月の場合 30日など

最終施術日：その月の最後に施術した日を自動記入します。

手入力：自動記入しない。手入力してください。

※ 委任日は、神奈川県保連の申請書だけに必要です。

※ 一度設定したものは、翌月の申請書に自動反映します。

11月14日時点での最新バージョンは**2.91**です。メニュー画面上部のバージョンナンバーでご確認下さい。最新バージョンへの更新をお勧めします。

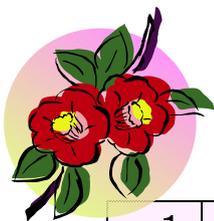
2.86以前の方→USBをお送り頂ければそれにバージョンアップモジュールを入れますので、料金はかかりません。CDですと2000円となります。

2.89以降の方→インターネットから無料でバージョンアップができます。

100万署名運動

中間報告 (H25年11月現在)

東京における署名は**3,060筆**、カンパは**37,700円**になりました。引き続き署名にご協力お願いいたします。



12月の予定

1	日	三浦半島 日帰り旅行
2	月	
3	火	申請書受付締切
4	水	
5	木	
6	金	申請業務
7	土	
8	日	在宅セミナー 講師事前打ち合わせ（時間調整中）
9	月	
10	火	事務局通信投稿メ切
11	水	
12	木	
13	金	事務局通信・USBなどの発送
14	土	
15	日	100万署名活動「国民の会」交流会
16	月	事務局通信編集会議 10:00～／事務局会議 13:00～・保険学習会
17	火	
18	水	
19	木	
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	天皇誕生日
24	火	
25	水	支給明細などの発送
26	木	
27	金	仕事納め 療養費の振り込み
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	

*1月4（土）から始業いたします。5（日）日も業務を行います。

…申請業務期間

…休業日